

議案第 11 号

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の一部を改正する 要綱の制定について

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱（平成18年教育委員会告示第6号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

平成31年 3月 4日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

1. 改正理由

名張市立小中学校事務処理等に関する規程の一部改正に伴い、共同実施協議会の組織の構成員等について所要の改正を行うものとする。

2. 改正内容

共同実施協議会の構成員として、新たに運営総責任者及び会長が別に認める者を加えるほか、そのことに伴う所要の改正を行う。

3. 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の一部を改正する要綱

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱（平成18年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「共同実施拠点校」を「共同実施組織の運営責任者（以下「総リーダー」という。）の本務校」に、「及び」を「の校長及び」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「グループリーダー」を「総リーダー及びグループリーダー」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 総リーダー

第2条に次の1号を加える。

（8） 前各号に定めるもののほか、次条に規定する会長が認める者

第3条第2項中「の代表」を削る。

第5条第2項中「会長のいる」を削り、同条第4項中「グループリーダーを」を「総リーダーをもって、これに」に改め、同条第6項中「会長のいる」を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱の一部を改正する教育委員会告示新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (組織)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) <u>共同実施組織の運営総責任者</u> (以下「<u>総リーダー</u>」という。)の<u>本務校</u> (以下「<u>拠点校</u>」という。)の<u>校長及び共同実施連携校</u> (以下「<u>連携校</u>」という。)の校長の代表</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>総リーダー</u></p> <p>(4) <u>共同実施組織の運営責任者</u> (以下「<u>グループリーダー</u>」という。)</p> <p>(5) <u>総リーダー及びグループリーダー以外の連携校の事務職員の代表</u></p> <p>(6) <u>教育委員会の担当室長及び担当職員</u></p> <p>(7) <u>小中学校の教職員の代表</u></p> <p>(8) <u>前各号に定めるもののほか、次条に規定する会長が認める者</u></p> <p>(会長)</p> <p>第3条 協議会に会長を置く。</p> <p>2 会長は、<u>拠点校の校長</u>を充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条 (略) (事務局)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 事務局は、<u>拠点校</u>に置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事務局長は、<u>総リーダー</u>をもって、<u>これに充てる</u>。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 事務局員は、<u>拠点校の事務職員</u>をもって構成する。</p> <p>第6条 (略) 附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条 (略) (組織)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) <u>共同実施拠点校</u> (以下「<u>拠点校</u>」という。)及び<u>共同実施連携校</u> (以下「<u>連携校</u>」という。)の校長の代表</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>共同実施組織の運営責任者</u> (以下「<u>グループリーダー</u>」という。)</p> <p>(4) <u>グループリーダー以外の連携校の事務職員の代表</u></p> <p>(5) <u>教育委員会の担当室長及び担当職員</u></p> <p>(6) <u>小中学校の教職員の代表</u></p> <p>(会長)</p> <p>第3条 協議会に会長を置く。</p> <p>2 会長は、<u>拠点校の校長の代表</u>を充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条 (略) (事務局)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 事務局は、<u>会長のいる拠点校</u>に置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事務局長は、<u>グループリーダー</u>を充てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 事務局員は、<u>会長のいる拠点校の事務職員</u>をもって構成する。</p> <p>第6条 (略) 附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p>

小中学校事務の共同実施協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は名張市立小中学校事務処理等に関する規程（平成18年教育委員会規程第1号）第3条第4項の規定に基づき、共同実施協議会（以下「協議会」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 共同実施組織の運営総責任者（以下「総リーダー」という。）の本務校（以下「拠点校」という。）の校長及び共同実施連携校（以下「連携校」という。）の校長の代表
- (2) 拠点校及び連携校の教頭の代表
- (3) 総リーダー
- (4) 共同実施組織の運営責任者（以下「グループリーダー」という。）
- (5) 総リーダー及びグループリーダー以外の連携校の事務職員の代表
- (6) 教育委員会の担当室長及び担当職員
- (7) 小中学校の教職員の代表
- (8) 前各号に定めるもののほか、次条に規定する会長が認める者

(会長)

第3条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、拠点校の校長を充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

(会議及び協議事項)

第4条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その主宰のもとに、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共同実施による効果的、効率的な事務処理
- (2) 共同実施組織による学校の管理運営全般の支援
- (3) その他共同実施に関する事項

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、拠点校に置く。
- 3 事務局に事務局長を置く。
- 4 事務局長は、総リーダーをもって、これに充てる。
- 5 事務局長は、会長を補佐し、協議会の円滑な運営に努める。
- 6 事務局員は、拠点校の事務職員をもって構成する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。